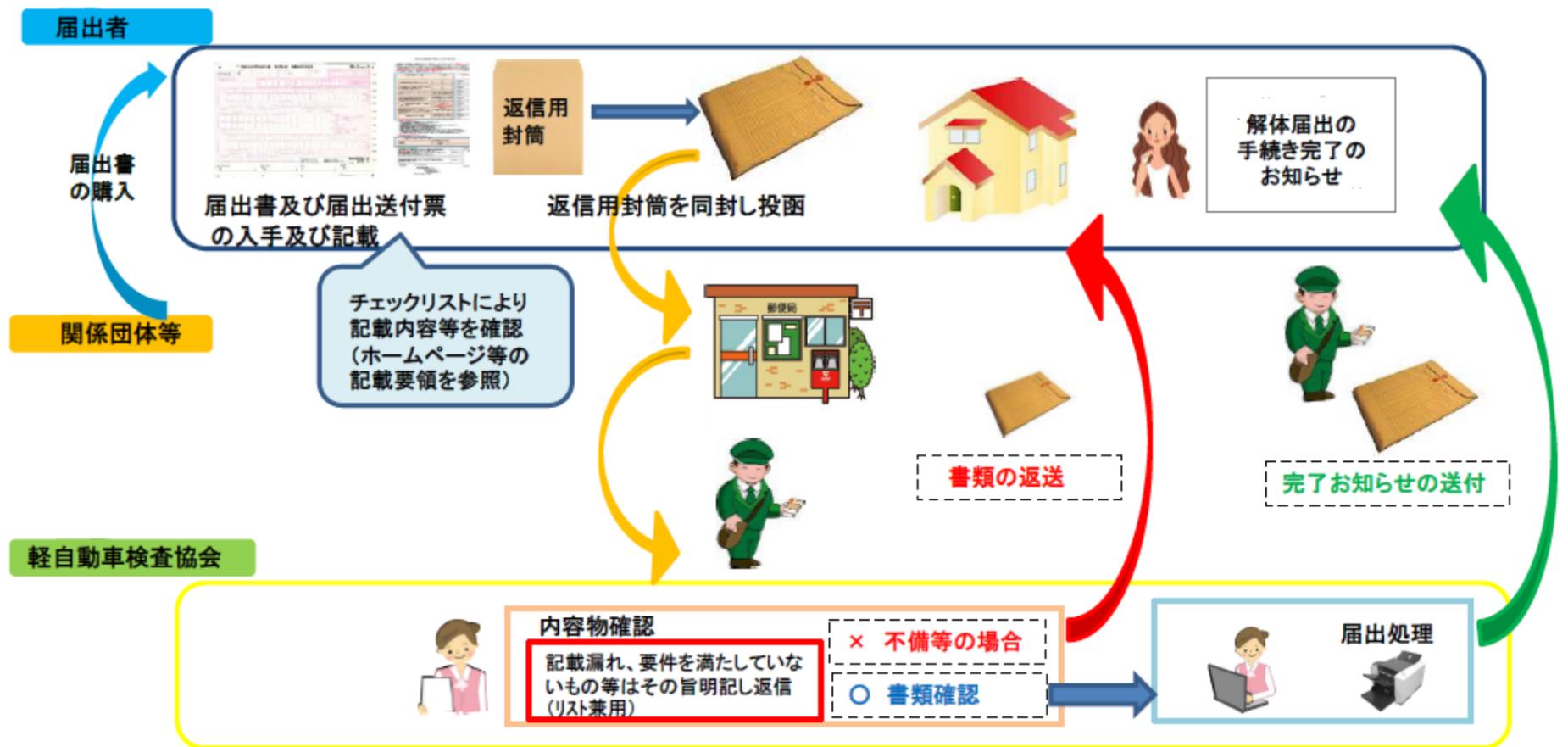


お知らせ

自動車検査証返納後の軽自動車の解体届出（重量税還付申請の無い場合）の送付による受付について

平成26年4月1日より、解体届出（既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ（解体）にしたときに行う手続き）について、送付による届出の受付を開始しました。

送付による届出の流れ



注意事項

- 送付による解体届出を行える軽自動車は、次にすべての要件を満たしていること。
 - ※ 自動車検査証返納届出の手続きが行われていること。
 - ※ 重量税還付申請がないこと。（解体届後の重量税還付申請はできません。）
 - ※ 使用済自動車を引取った事業者（引取業者）から解体が完了した旨（解体報告）の連絡がなされた軽自動車であること。
- 送付に係る費用（返信用を含む）は、届出（申請者）の負担となります。
 - ※書類不備（記載漏れ、誤記載）等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
- 申請書は、事前に購入が必要です。（各事務所・支所の近傍の団体窓口等）
- 軽自動車検査協会ホームページの記載要領を参考に記入してください。
- ホームページの送付票により記載内容等を確認のうえ、同封してください。
- 送付申請用封筒、返信用封筒は、OCRシートを折らないため「角2」を使用してください。

《送付先》 〒108-0075
東京都港区港南3-3-7
軽自動車検査協会 解体届受付窓口

TEL 03-6433-1555

応答時間：8：45～17：00（土・日・祝祭日・12/29～1/3を除く）

URL：<http://www.keikenkyo.or.jp/>